

◆保税内部監査人研修

1. 自主管理制度について
2. 内部監査について
3. 内部監査のポイントについて
4. 保税業務検査における指摘事項
5. 最近の保税地域の処分、非違の概要

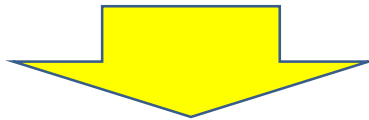


神戸税関
監視部保税地域監督官

1 自主管理制度①（基本的な考え方）

【自主管理の基本的な考え方】

- ◎ 税関は、倉主が
 - ・ 関税関係法規のルールを順守するという信頼感を持ち、
 - ・ 保税地域内に搬出入される貨物及び蔵置される貨物の保税手続上の管理が倉主によって自主的に的確に行われることを期待している
- ◎ 倉主は、
 - ・ 自己の責任を自覚し、ルールに従い、保税手続を自主的に処理する



つまり、自主管理制度において

- ◎ 倉主は、上記基本的な考え方に基づいて、
 - ・ 搬出入、取扱等の貨物管理を適正に行い、それらの事実を迅速・的確に記帳する
- ◎ 税関は、事後又は臨時的に
 - ・ 倉主が記帳した内容を点検し、
 - ・ 倉主が自ら定めたルールに沿った貨物管理状況の的確性を確認する

1 自主管理制度②（自主管理制度の変遷）

- 昭和29年 ⇒ 現行関税法施行
 - ・ 税関による直接管理
(貨物の搬出入の都度、税関へ届け出及び税関職員の立会)
- 昭和46年 ⇒ 自主管理の試行的導入
- 昭和47年 ⇒ 制度として導入（法的措置：自主管理指定制度）
 - ・ 倉主（一部）による間接管理
(取締上支障がないと指定した保税地域では、貨物の搬出入の事実を記帳することにより、届け出を不要とした)
- 平成4年 ⇒ 社内管理規定（CP）整備の指導開始
- 平成9年 ⇒ 完全自主管理へ移行（貨物管理に関する手続き簡素化）
 - ・ すべての保税地域に記帳義務を課し、搬出入届出を廃止
 - ・ 輸入許可済貨物を保税管理の対象から除外
- 平成12年 ⇒ 社内管理規定（CP）整備を基本通達化
- 平成13年 ⇒ 執務時間外の搬出入等に係る届け出制を廃止

1 自主管理制度③（自主管理制度と社内管理規定（CP））

◎ 自主管理制度において、

貨物管理者は、自ら策定したルールに沿って、搬出入、取扱い等の貨物管理を適正に行い、それらの事実を迅速・的確に記帳することになる

CP（Compliance Program）：
貨物管理に関する社内管理規定

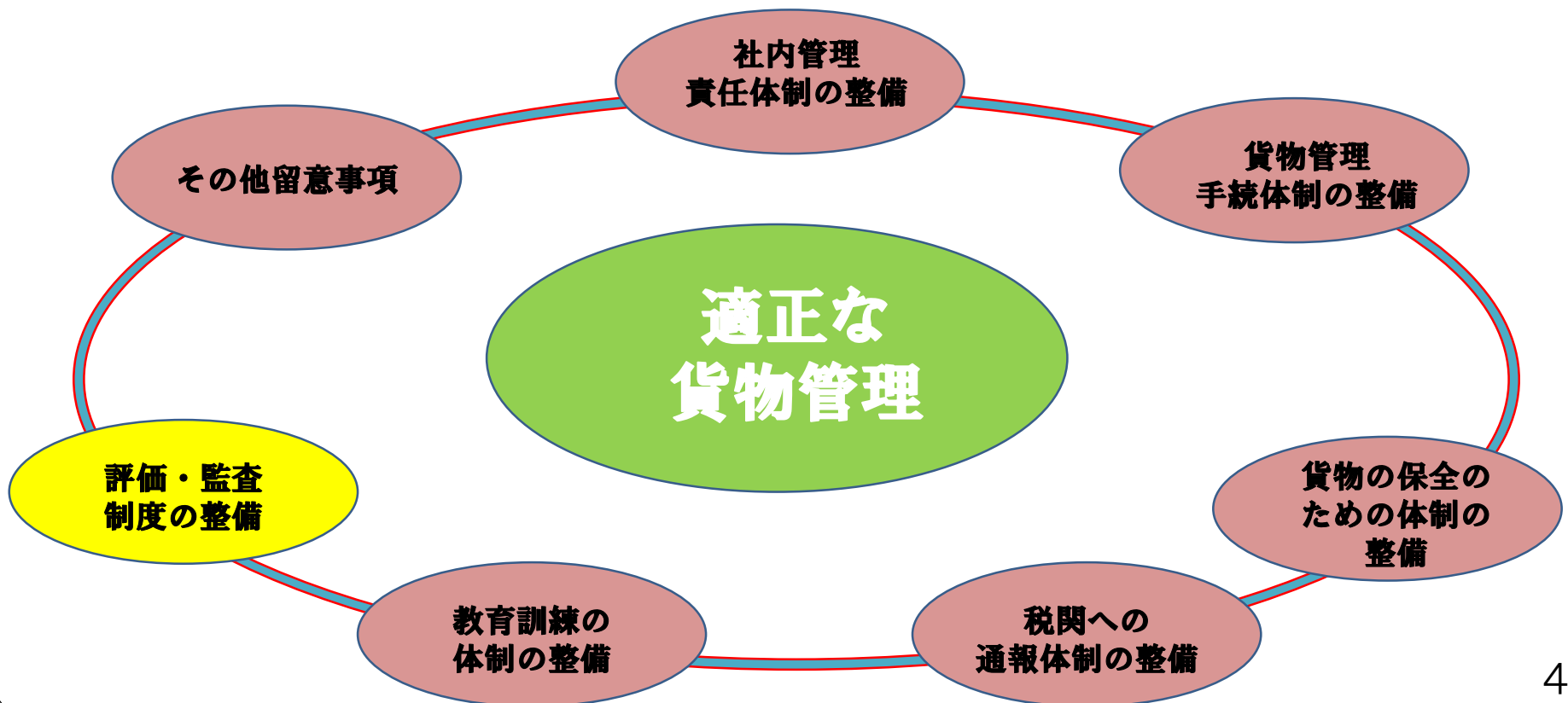
◎ 社内管理規定（CP）の目的【関税法基本通達34の2-9】

保税地域の企業内における適正な貨物管理体制を確保し、もって、関税法その他関係法令に規定する税関手続の適正な履行を確保する観点から、社内管理規定を整備する。

1 自主管理制度④（社内管理規定（CP）の概要）

◎ 社内管理規定（CP）の目的【関税法基本通達34の2-9】

保税地域の企業内における適正な貨物管理体制を確保し、もって、関税法その他関係法令に規定する税関手続きの適正な履行を確保する観点から、社内管理規定を整備する。



2 内部監査① (基本的な考え方)

◎ 内部監査とは (一般的定義)

- 企業等の組織体の目標達成に対して、効果的に役立つことを目的として、
- 組織体の諸活動の遂行状況に対して、合法性と効率性の観点から、**公正、かつ、客観的な立場で検討・評価**し、
- これに基づき、問題となる点等を見出し、特に改善が重要と思われる事項について、組織の**自浄作用**として、助言・勧告を行う組織内の独立した機能

◎ 企業活動

- コンプライアンス (ルールに沿った企業活動)
- コーポレートガバナンス (企業統治)



- 企業の経営方針をいかに実行するか⇒マネジメント
- 経営状況をいかに管理・監督するか⇒**内部統制**

企業にとって、
「内部監査」 はとても重要！



企業のシステムが**健全に機能しているか**を審査

外部監査

内部監査



2 内部監査② (内部監査の目的)

◎ 関税法基本通達34の2-9

(7) 評価・監査制度の整備

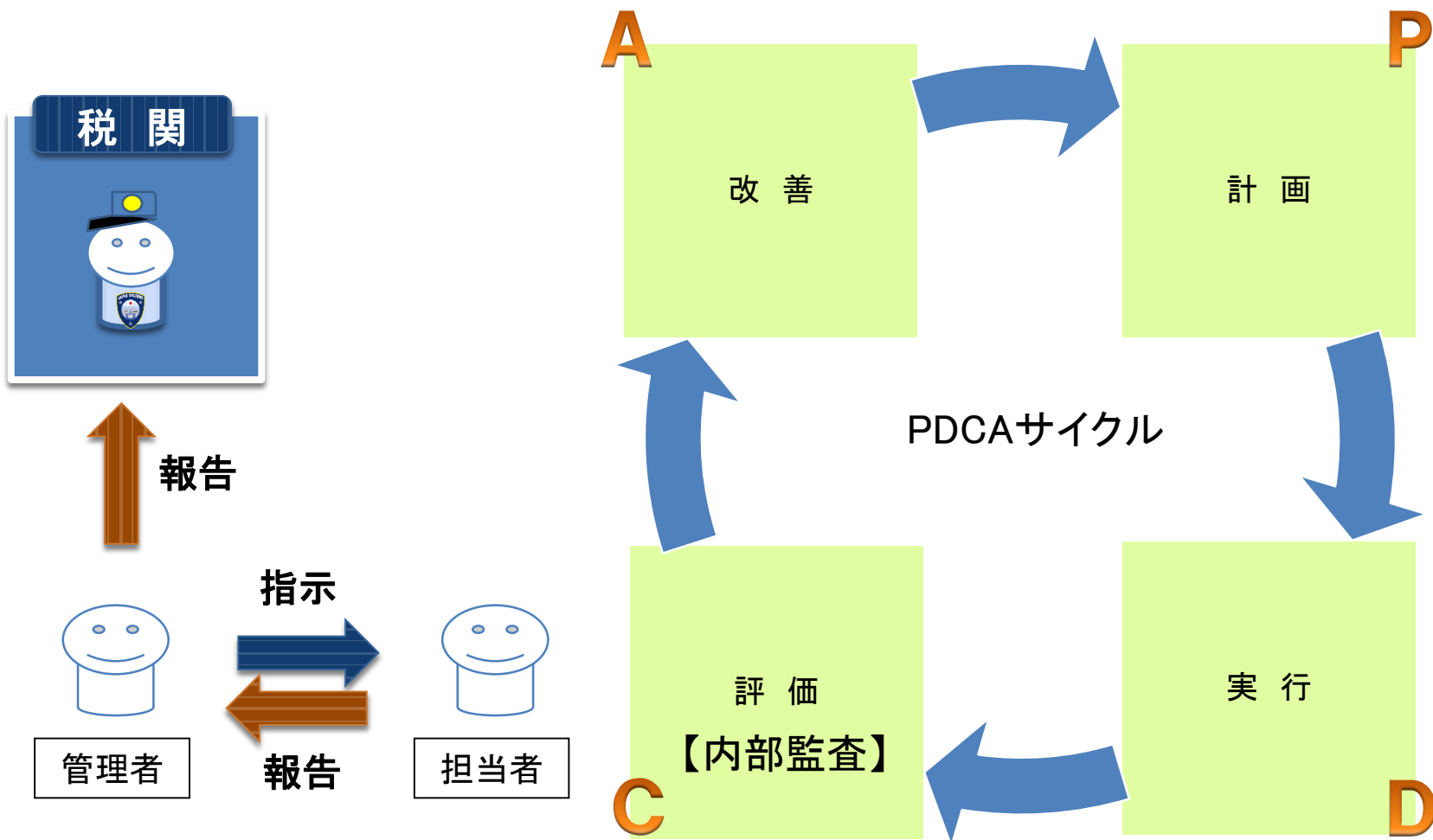
- ・ 社内管理規定の諸手続きが厳格に順守され、かつ、実施することを確認するため、
- ・ 内部監査人による定期的な評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実効性の評価・改善のための勧告を行う体制を整備する。
- ・ なお、内部監査人による評価・監査は、**原則として毎年実施し**、評価・監査の都度、その**結果を税関に提出**する。

適正な貨物管理能力を維持

不適切な処理の早期発見
⇒ **改善**

事故・非違
⇒ **未然に防止**

2 内部監査② (内部監査の目的)



2 内部監査③（内部監査人）

◎ 望ましい内部監査人像

- 社内管理規定等により、権限付与（高い独立性）
他からの制約を受けることなく、自由に、かつ、公正普遍的な態度で客観的に遂行する。
- 保稅業務に精通（十分な専門知識）
十分な知識、技能及び能力を有することが望ましい。
- 関稅法上役職等の限定規定なし
会社法等でいう監査役、會計監査人等の必要はない。

◎ 監査人としての心構え

- 精神的独立性が重要
内部監査人は、良心と信念に基づいて、公正・普遍の立場で監査を行い、いかなる圧力にも負けない
- 組織改善の意識
内部監査によって、組織運営の改善を行うという意識を持つ

3 内部監査のポイント①（手法）

適切な監査を行うために

◎ 監査計画の作成

- ・ 年度計画の策定
- ・ 貨物管理の実態把握
（貨物の種類、業務量、人員、勤務体制、台帳の種類）
- ・ CPの把握（CPの内容及び周知、教育訓練の内容・頻度等）

◎ 評価基準の作成

- ・ どのような点をポイントとして確認するかを事前に確認
- ・ 効率的な監査のためチェックリストを活用

◎ 監査結果の報告とフォローアップ

- ・ 総合責任者等の幹部への報告
- ・ 監査対象者に対する的確な改善策の提言
- ・ 改善状況の確認
- ・ 税関への報告

3 内部監査のポイント① (手法)

基本的な監査手法

①質問

- ・あらかじめ質問内容をリストアップしておく。(事前準備)
- ・まず、相手の緊張を和らげる。
- ・相手の話に耳を傾ける。(自分がしゃべり過ぎない。)
- ・相手の立場も考える。
- ・単純な「はい」「いいえ」でない回答を導き出す。
- ・事実を把握する。
- ・相手を褒める。

②閲覧

- ・規定やマニュアルを読み内容を理解しておく。(事前準備)
- ・上記以外のルールが存在を確認しておく。(事前準備)
- ・ルールのどこを確認する必要があるかを把握しておく。(事前準備)

③照合

- ・一致すべきデータとデータ、台帳と関係書類の突合させ整合性を確認する。

④観察

- ・現場に赴き、実際の作業内容、設備等の状況・存在を確認する。

3 内部監査のポイント②（搬出入管理）

搬出入した貨物の実態と提出された書類の内容は一致しているか

【確認方法（例示）】

- ・ 搬入関係書類（保税運送承認書、ポートノート、送り状等）と貨物との対査確認は確実に行われているか
- ・ 搬出関係書類（輸出入許可書、保税運送承認書等）と貨物との対査確認は確実に行われているか

担当者に、関係書類のどの部分を見て対査確認しているかを確認

搬出入した貨物の実態に即した適正な記帳が行われているか

【確認方法（例示）】

- ・ 保税台帳への記帳やNACCSへの登録業務が手順書等に基づき、速やかに処理されているか
- ・ 保税台帳への記帳やNACCSへの登録業務を行う際の書類は、確認書類として適正な書類であるか

3 内部監査のポイント③ (搬出入管理)

CPと実際の搬出入手続と一致しているか

【確認方法 (例示)】

- ・ 体制組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により業務が行われているか
- ・ 責任者は、担当者が社内業務手順書通り手続きを行っているかを確認しているか

担当者が変更となった場合に不適切な処理に至る場合が多いので、注意が必要!

CPと実際の搬出入手続を一致させるためにどのような措置を講じているか

【確認方法 (例示)】

- ・ 担当者にCPの内容を質問し、CPの保管場所やCPのどこにどのように記載しているかをヒアリングの上、認識度を確認する

搬出入の実態に即した適正な記帳を行うために、どのような措置を講じているか。また、その措置は効果的か

【確認方法 (例示)】

- ・ 担当者に具体的な書類を提示させ、又は記帳を実施させて習熟度を判断

3 内部監査のポイント④（在庫管理）

帳簿上の在庫数量と実際の在庫数量が一致しているか

【確認方法（例示）】

- ・ 貨物在庫状況照会（IWS）による在庫と現物在庫が一致しているか
- ・ 記録簿等により、定期的に在庫確認を行っている資料は保存しているか

現場における実在庫の確認が重要！

長期蔵置貨物について、管理等が適正に行われているか

【確認方法（例示）】

- ・ 長期蔵置貨物の意味を理解しているか
- ・ 長期蔵置となった場合の保税手続は適正に行われているか
- ・ 蔵置期間等を定期的に管理する方策がとられているか
- ・ 蔵入承認（IS）の意味を理解しているか

3 内部監査のポイント⑤（在庫管理）

CPと実際の在庫管理手続が一致しているか

【確認方法（例示）】

- ・ 体制組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により業務が行われているか
- ・ 責任者は、担当者が手順書通り手続きを行っていることを確認しているか

CPと実際の在庫管理手続を一致させるため、どのような措置を講じているか。また、その措置は効果的か。

【確認方法（例示）】

- ・ 担当者にCPの内容を質問し、CPの保管場所やCPのどこにどのように記載しているかをヒアリングの上、認識度を確認する。
- ・ 月末に棚卸を行っているか。また、その際の記録は保管しているか

3 内部監査のポイント⑥（蔵置管理）

保税地域以外の場所に貨物が蔵置されていないか

【確認方法（例示）】

- ・ 担当者が保税地域のエリアを認識しているか
- ・ 保税地域のエリアが明確にわかる措置（表示、線引き等）がとられているか

通関担当者が保税地域のエリアを知らずに、保税地域外に外国貨物を移動させたケースが過去に発生した

貨物が適正に区分蔵置されているか。また、貨物のはい付、さし札等が的確に励行されているか

【確認方法（例示）】

- ・ 輸出貨物と輸入貨物は区分して蔵置されているか
- ・ 貨物の表示（さし札）がわかりやすく、なされているか
- ・ 危険品、高価品の保管状況は万全であるか

「さし札」の内容が十分かを確認（基本通達34の2-6）

3 内部監査のポイント⑦（蔵置管理）

CPと実際の蔵置管理手続が一致しているか

【確認方法（例示）】

- ・ 体制組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により、業務が行われているか
- ・ 責任者は、担当者が手順書通り手続きを行っているかを確認しているか

CPに基づき外国貨物の亡失等を防止し、適正な保全を図るためにどのような措置を講じているか、また、当該措置は効果的か

【確認方法（例示）】

- ・ 施設面、人的配置の観点から、保全体制は十分か
- ・ 体制組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により、業務が行われているか
- ・ 責任者は、担当者が手順書通り手続きを行っているかを確認しているか

盗難は亡失に該当し、関税を納付する義務が発生！

3 内部監査のポイント⑧（記帳管理）

帳簿に必要事項が記載されているか

【確認方法（例示）】

- ・ 関税法施行令第29条の2に規定されている記帳項目が記載されているか
 <NACCS民間管理資料による保税台帳の場合>
- ・ 配信データの担当者は、確認簿等を定め、取得忘れの防止に努める
- ・ 配信データの取出状況を責任者が定期的に確認しているか
 また、保存データ（バックアップデータを含む）を定期的に確認しているか
- ・ IS、マニュアル申告等、NACCS管理資料に反映されないものについて、マニュアル管理台帳の記帳管理は適正に行われているか

その他留意すべき点

- NACCS管理資料またはその他自社システムの電磁的記録を保税台帳とする場合は、基本通達34の2-4（2）による**税関への届出が必要**
- BIA、BOC等、各NACCS業務を的確に登録しないとNACCS管理資料に反映しない場合があるので、**貨物の動きに合わせて、適時・適切なNACCS業務が重要**

3 内部監査のポイント⑨（記帳管理）

輸出入許可書、保税運送承認書等、又はその写しが整理・保存されているか

【確認方法（例示）】

- ・ 必要な書類は保存されているか。また、保存期間は適切か

関係文書は、保管している場所に赴き、必ず、現物確認を！

CPと記帳手続が一致しているか

【確認方法（例示）】

- ・ 体制組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により、業務が行われているか
- ・ 責任者は、担当者が手順書通り手続きを行っているか

★記帳の重要性

関税法では、貨物管理者に、貨物の搬出入及び取扱い等の状況の事実を明確に記帳することを義務付け、これによって、貨物の状況が明らかとなることにより適正な貨物管理を確保し得るものであり、「自主管理の根幹」である。

3 内部監査のポイント⑩（通報体制・教育訓練）

通報体制の履行状況は適正に行われているか

【確認方法（例示）】

- ・ 税関、その他関係機関との連絡手順及び体制の更新は適切に行われているか
- ・ 社内、業務委託先との連絡体制について更新されているか
- ・ 責任者不在時の対応マニュアルが整備されているか

従業員（下請け業者を含む）に対する社内研修は十分に実施されているか。
また、その結果は責任者に報告しているか

【確認方法（例示）】

- ・ 部内研修の開催結果を記録として保存しているか
- ・ 部外研修等への参加記録を残しているか。また、その内容が社内等で共有されているか
- ・ 関係法令や通達等の改正に伴い、業務手順書等を遅滞なく改訂しているか

税関による業務検査又は内部監査時に受けた指導・指摘事項が社内全般に波及・遵守されているか

【確認方法（例示）】

- ・ 定例ミーティングの機会等を利用して、周知徹底が図られているか

3 内部監査のポイント⑪（その他）

貨物の取扱等が許可の内容通り、適正に行われているか

【確認方法（例示）】

- ・ 外国貨物等の取扱い等は、担当者自ら行うか、又は立会っているか
- ・ 貨物の取扱いに際し、貨物の異常を確認した場合、速やかに責任者や税関に報告しているか
- ・ 不適正な税関手続き等があった場合には、総合責任者に報告されているか

問題となる業務委託はないか

【確認方法（例示）】

- ・ 委託業務の範囲、責任等を明確に定めた委託契約を締結しているか
- ・ 業務委託先の業務遂行能力、組織等に問題がないか
- ・ 蔵置場の責任者又は担当者は、受託貨物の性状、取扱注意事項等を把握しているか

3 内部監査のポイント⑫（その他）

税関業務担当者が必要とする法令等の知識及び記帳能力は十分か

【確認方法（例示）】

- ・ 各保税担当者等に役割に見合った知識を持たせるため研修を行っているか
- ・ 関税六法、基本通達等必要な執務参考図書が整備され、有効に活用されているか
- ・ NACC Sシステムの操作資料、手順書が配備され、有効に活用されているか

許可条件に記載されている保税の手続きは適切に行われているか

【確認方法（例示）】

- ・ 法人の名称、役員及び主要従業者等の変更届は、遅滞なく提出されているか
- ・ 内部監査の結果が税関に提出されているか

3 内部監査のポイント⑬（参考例）

確認ポイントは、各社の必要に応じて随時変更を！

【例】貨物の取扱い管理等は、適正に行われているか。

【確認方法（例示）】

- ・ 見本の一時持ち出しの確認登録は的確にされているか
- ・ 外国貨物の減却・廃棄処理は適正に行われているか
- ・ 取扱いの際に、貨物に重大な損傷等があった場合、速やかに税関の保税担当部門に連絡しているか

【例】コンテナの搬出入管理は、適正に行われているか。

【確認方法（例示）】

- ・ コンテナの発着時に必ずコンテナシールが適切であることを確認しているか
- ・ コンテナの内外に不審な箇所等がないか確認しているか
- ・ コンテナやコンテナシールに異常が認められた場合、速やかに税関の保税担当部門に連絡しているか

3 内部監査のポイント⑭ (参考例)

確認ポイントは、各社の必要に応じて随時変更を！

【例】安全管理体制は、適切に機能しているか。

【確認方法 (例示)】

- ・ 休憩時はシャッター・扉を閉じているか
- ・ 保税地域に出入する者、車両のチェックは適切に行っているか
- ・ 外部の者と明確に判断できるように社員は社員証を携帯しているか
- ・ 不審な者を見かけた場合、声掛けを行っているか

【例】情報管理体制は、適切に機能しているか。

【確認方法 (例示)】

- ・ 保存が必要なデータはバックアップを確実にとっているか
- ・ 機密情報が載っている書類を外部の者が容易に接触できるところに置いていないか

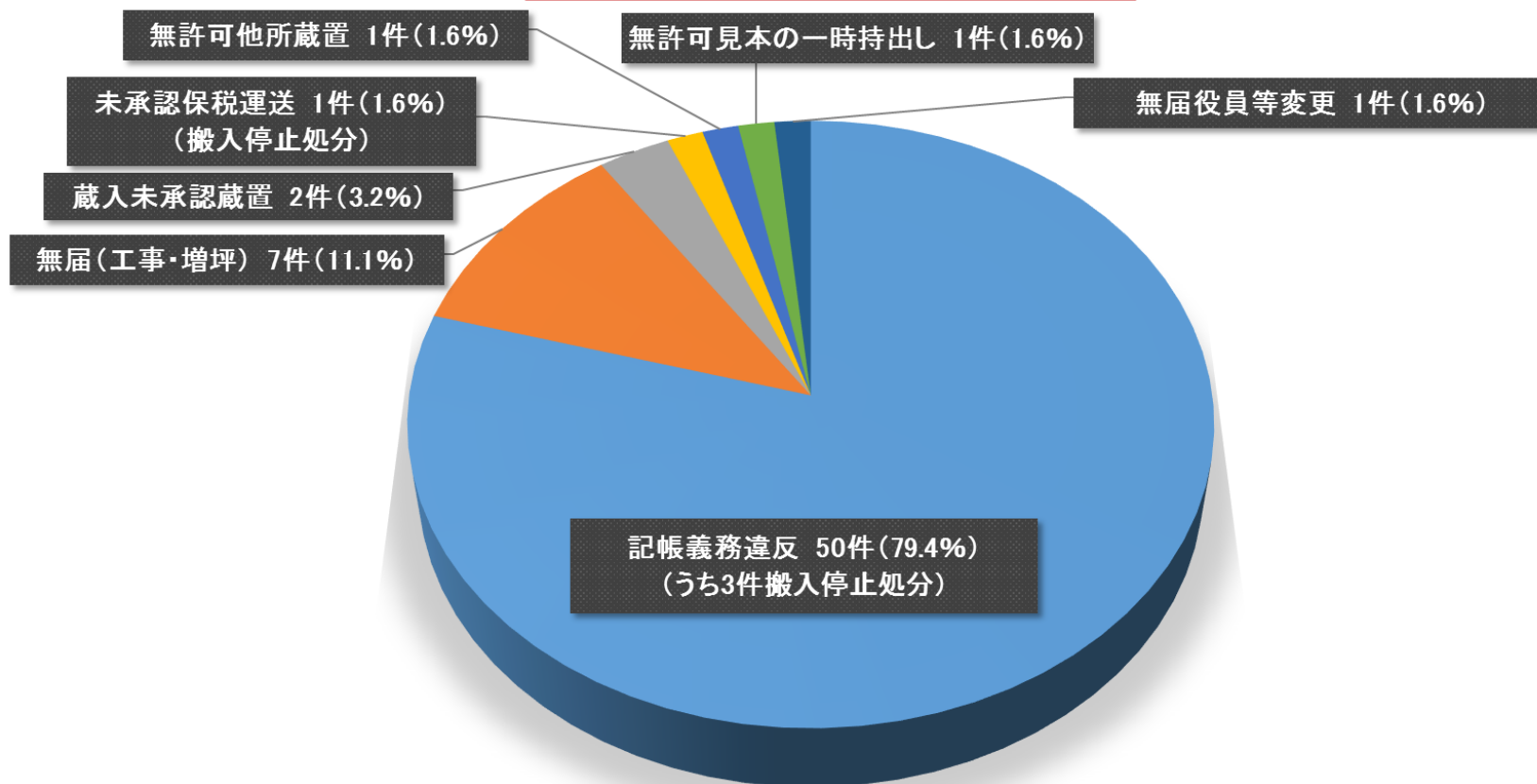
4 保稅業務検査における指摘事項（内部監査関係）

- ☆ 内部監査を実施していなかった
- ☆ 内部監査を実施していたにもかかわらず、監査が不十分であった
- ☆ 内部監査チェックリストが業務実態に対応していないものを使用していた
- ☆ 内部監査の結果を税関に提出していなかった
- ☆ 内部監査において改善要請事項があったにもかかわらず、改善・見直しがなされていなかった

5 最近の保稅地域の処分、非違の概要

平成30事務年度(平成30年7月～令和元年6月)
全国保稅地域の非違・処分の概要

非違件数:計63件(うち処分4件) ※[8件]



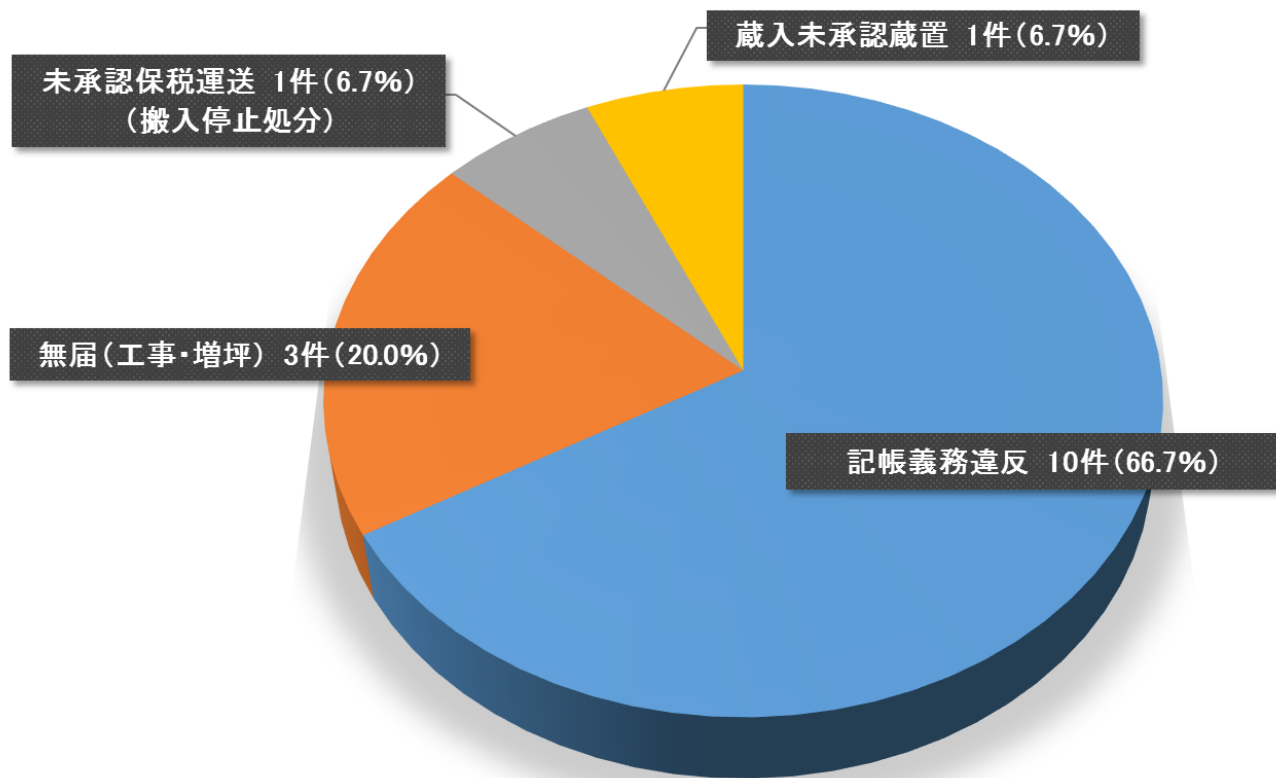
※[8件]は処分になり得た件数(内書)

直ちに社内管理体制の改善に取り掛かった場合等により減算措置が講じられた結果、処分に至らなかったもの。

5 最近の保税地域の処分、非違の概要

平成30事務年度(平成30年7月～令和元年6月)
神戸税関管内保税地域の非違・処分の概要

非違件数:計15件(うち処分1件)



5 最近の保税地域の処分、非違の概要

【非違発生の要因】

➤ 担当者に起因するもの

- ・業務処理済であるとの思い込み
- ・仕事多忙による業務処理の失念
- ・関係法令等の知識欠如 等

➤ 組織に起因するもの

- ・担当者任せ/担当者変更の際における事務引き継ぎの不足
- ・社内におけるチェック体制の構築不備
- ・社内連携の不備(担当部門間の連携不足) 等

【非違の防止のためには】

- ①貨物管理の「かなめ」である「貨物管理責任者」が、搬入・蔵置・搬出等の各段階において、適切、かつ、確実に関与する。
- ②充実した社内研修・教育を継続的に実施する。
- ③厳正な内部監査を実施する。

最後に・・・

内部監査は形式的に終わることなく、意味のある内容のある監査になるようお願いいたします。

内部監査により、自浄作用を働かせ、より適正な保税業務の遂行をお願いいたします。



カスタムくん